

## キャッシュレス・消費者還元事業に関する特約

### 第1条(目的)

本特約は、キャッシュレス・消費者還元事業(以下「本事業」といいます)への参加を希望する加盟店(以下「登録希望者」といいます)と楽天 Edy 株式会社(以下「当社」といいます)との間での契約関係を定めるものです。なお、本特約において使用する語句の定義は、本特約において別に定義する場合を除き、楽天Edy 加盟店規約(以下「加盟店規約」といいます)に定めるとおりとします。

### 第2条(定義)

本特約において使用する語句の定義は、つぎのとおりとします。

- 「補助金事務局」:  
経済産業省から採択された本事業の執行団体である一般社団法人キャッシュレス推進協議会
- 「登録要領」:  
補助金事務局が定める「加盟店登録要領」
- 「キャッシュレス決済手段」:  
クレジットカード、電子マネー、QR コード決済等、一般的な購買に繰り返し利用できる電子的な決済手段
- 「登録決済事業者」:  
加盟店又は消費者に対してキャッシュレス決済を提供する事業者であって、本事業の対象として補助金事務局に登録された事業者
- 「消費者還元」:  
キャッシュレス決済手段を用いて登録加盟店で支払いを行った消費者に対するポイント、前払式支払手段等による還元

### 第3条(加盟店登録)

1. 登録希望者は、「登録要領」の「4 キャッシュレス・消費者還元事業での登録を受け付ける中小・小規模事業者等(加盟店)」に記載される公募の対象となる中小・小規模事業者等の定義及び登録要件等(以下「登録要件等」といいます)を理解した上で、本事業への参加を申込みものとします。
2. 登録希望者は、前項の申込みにあたって、補助金事務局が求める情報、証憑等を、当社が別途指定する方法にて、当社に提供するものとします。
3. 登録希望者は、本事業への参加にあたり、当社及び補助金事務局所定の審査があること、当該審査の結果、本事業への参加が認められない場合があることについて、予め承諾するものとします。

4. 当社は、前項の審査の結果、登録希望者の本事業への参加が認められた場合、当該登録希望者(本事業への参加が認められ、補助金事務局による登録を受けた登録希望者を、以下「登録加盟店」といいます)に対して、つぎに定める事項を通知します。

(1) 登録加盟店として登録された旨

(2) 消費者還元及び加盟店手数料補助の開始日(以下、当該開始日から補助金事務局が本事業を終了する日までの期間を「補助対象期間」といいます)

#### 第4条(加盟店情報)

1. 登録加盟店は、本事業の遂行にあたり、当社又は補助金事務局が登録加盟店に関する情報、登録加盟店における取引情報等(前条第2項の定めに基づき提供する情報、証憑等を含み、以下「加盟店情報」といいます)の提供を求めた場合、当該加盟店情報を速やかに提供するものとします。

2. 登録加盟店は、加盟店情報について、正確かつ最新の情報を提供するものとし、加盟店情報に変更が生じた場合、速やかに当社及び補助金事務局に通知するものとします。

3. 登録加盟店は、加盟店情報がつぎのとおり取り扱われることについて、予め承諾するものとします。

(1) 当社が、当社のグループ会社、国、行政当局、補助金事務局及び登録決済事業者、並びにそれらの委託先等に加盟店情報を提供する場合があること

(2) 当社、当社のグループ会社、国、行政当局又は補助金事務局が、加盟店情報を公表する場合があること

#### 第5条(登録加盟店に対する補助)

1. 当社は、当社・登録加盟店間で成立する楽天Edy加盟店契約(以下「加盟店契約」といいます)に定める加盟店手数料の条件にかかわらず、補助対象期間中、登録加盟店に対して、加盟店手数料を減額する補助施策(以下「加盟店手数料補助」といいます)を実施します。なお、加盟店手数料補助の方法は、登録加盟店が当社に支払った加盟店手数料の3分の1にあたる金額を当社が割戻す方法にて行うものとし、割戻し金額の支払日等の詳細については、当社が別途定めるとおりとします。

2. 当社は、登録加盟店が当社の保有するEdy店舗端末の貸与を希望する場合、当該登録加盟店に対して、端末利用料を無償とする条件にて当該Edy店舗端末を貸与する補助施策(以下「決済端末補助」といいます)を実施します。なお、決済端末補助は、登録加盟店が補助対象期間中に新たに貸与を受けるEdy店舗端末のみを対象とし、補助対象期間の開始前より貸与を受けているEdy店舗端末については対象外とします。

#### 第6条(補助対象外取引)

1. つぎの各号に定める取引(以下「補助対象外取引」といいます)については、加盟店手数料補

助及び消費者還元の対象外とします。

- (1) 消費税法別表第二の一～五に規定する有価証券等、郵便切手類、印紙、証紙及び物品切手等の販売
- (2) 全ての四輪自動車(新車・中古車)の販売
- (3) 新築住宅の販売
- (4) 当せん金付証票(宝くじ)、スポーツ振興投票券(スポーツ振興くじ)、勝馬投票券(競馬)、勝者投票券(競輪)、舟券(競艇)及び勝車投票券(オートレース)の販売
- (5) 収納代行サービスや代金引換サービスに対する支払い
- (6) 給与、賃金、寄付金、祝金、見舞金、補助金、保険金、共済金、株式の配当金やその他の出資分配金の支払い
- (7) キャンセル又は返品により存在しなくなった原因取引に対する支払い
- (8) その他本事業の目的・趣旨から適切でない国及び補助金事務局が判断するものに対する支払い

2. 登録加盟店は、本事業による加盟店手数料補助及び消費者還元の対象となる取引(以下「補助対象取引」といいます)と補助対象外取引が混在する場合、補助対象取引と補助対象外取引を区別して処理するものとします。

#### 第7条(不当な取引の禁止)

1. 登録加盟店は、故意又は過失のいかんにかかわらず、つぎの各号に定める取引(以下「不当な取引」といいます)を実施してはならないものとし、不当な取引が行われないよう自己の従業員の管理、不当な取引を防止する施策の実施等を適切に行うものとします。
  - (1) 他者のキャッシュレス決済手段を用いて決済した結果として、自己又は他者が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること
  - (2) 架空の売買や、直接又は間接を問わず、自らが販売した商品等を同額で再度購入する取引等、客観的事情に照らして取引の実態がないにも関わらず、当該取引を根拠として、自己又は他者が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること
  - (3) 商品若しくは権利の売買又は役務の授受を目的とせず、本事業による消費者還元を受けるとのみを目的として、キャッシュレス決済を行い、自己又は他者が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること
  - (4) 補助対象外取引を対象であるかのように取り扱い、自己又は他者が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること
  - (5) 補助対象取引が取消、解除その他の事由により存在しなくなった、又は現金若しくは補助対象外取引である金券等による反対給付が行われたにも関わらず、自己又は他者が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること
  - (6) 本事業の対象でない加盟店が対象であると申告することで、他者に本事業における消費者還元に基づく利益を得させること

(7)その他補助金事務局が、本事業の趣旨に照らして不当であると判断する取引

2. 登録加盟店は、登録加盟店に故意又は過失が認められる場合のみならず、なりすまし等、登録加盟店に故意又は過失が認められない不当な取引であっても、登録加盟店における取引により不当と疑われる取引が発覚した場合には、直ちに当社に報告するものとし、当社、国、行政当局、補助金事務局若しくは登録決済事業者、又はそれらの委託先等が行う調査等に協力するものとしします。

#### 第8条(登録加盟店の義務)

1. 登録加盟店は、補助対象取引において、キャンセル又は返品が発生した場合、当社が別途指定する方法にて、当社に当該事実を報告するものとしします。
2. 登録加盟店は、本事業に参加をしている加盟店であることが消費者にわかるポスター等の掲示を行うものとしします。
3. 登録加盟店は、補助金事務局が行う需要平準化効果やキャッシュレス化推進の状況等の調査等に協力するものとしします。
4. 登録加盟店は、登録要件等に関わる事項に変更が生じる場合(登録要件等を欠くことになる場合も含みます)、当該変更が生じることを認識した時点で速やかに、当社が別途指定する方法にて、当該変更内容を当社に通知するものとしします。
5. 登録加盟店は、本特約に定める事項のほか登録要領、補助金事務局が定める「宣誓事項」、ガイドライン等を遵守しなければならないものとしします。

#### 第9条(本特約に違反した場合等の措置)

1. 登録加盟店は、本特約に定める義務に違反した場合、登録要件等を欠くことになった場合又は当社が補助金事務局から登録加盟店で不当な取引が発生した疑いがあるとの通知を受けた場合若しくは当社が当該疑いがあると判断した場合(以下、総称して「違反等」といいます)、当社がつぎに定める措置の一部又は全部を講じる場合があることについて、予め承諾するものとしします。
  - (1) 消費者還元、加盟店手数料補助及び決済端末補助の停止
  - (2) 既に行われた消費者還元、加盟店手数料補助及び決済端末補助の取消し
  - (3) 登録加盟店としての登録の取消し
  - (4) 当社が提供するキャッシュレス決済手段の停止
  - (5) 加盟店契約の解除
  - (6) 第4条第3項に基づく加盟店情報の提供及び公表
2. 登録加盟店は、自己の違反等により、当社、国、行政当局、補助金事務局、登録決済事業者その他第三者に損失が生じた場合には、当該損失額に相当する金額(本事業に関し、登録決済事業者が補助金事務局に補助金(消費者還元補助に限られない)の返還を命ぜられた場合の当該金額を含みます)を賠償しなければならないものとしします。

#### 第10条(有効期間)

1. 本特約に基づく契約関係の有効期間は、登録希望者が本事業への参加の申込みを行った日から補助金事務局が本事業を終了する日までとします。
2. 前項の規定にかかわらず、加盟店契約が終了した場合、登録加盟店が登録加盟店としての地位を喪失した場合又は当社が登録決済事業者の地位を喪失した場合には、本特約に基づく契約関係も当然に終了するものとし、当社は、これにより登録加盟店に生じた損害について、一切の責任を負わないものとし、
3. 前二項の規定により本特約に基づく契約関係が終了した場合でも、第4条第3項、第7条第2項、第8条第3項及び第9条の規定については、引き続き有効に存続するものとし、

#### 第11条(雑則)

1. 本特約に定めのない事項については、加盟店規約に定めるとおりとします。
2. 本特約と加盟店規約の定めが矛盾する場合には、当該部分に限り本特約の定めが優先するものとし、
3. 当社は、本特約を変更する場合、登録加盟店に通知又は当社のホームページ上で予め告知をすることにより、本特約を変更することができるものとし、この場合、当社が定めた効力発生日の経過をもって、変更の効力が生じるものとし、